

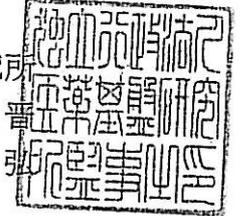
平成18年6月29日

独立行政法人医薬基盤研究所
理事長 山西 弘 一 殿

独立行政法人医薬基盤研究所

監事 大田

監事 具嶋



監事意見書

独立行政法人通則法第19条第4項の規定に基づき、独立行政法人医薬基盤研究所（以下「研究所」という。）の平成17事業年度における会計及び業務の執行状況について監査を実施した。

同法第38条第2項の規定に基づく監事の意見は次のとおりである。

1. 監査の方法の概要

監事は、幹部会その他重要な会議への出席、業務に関する資料の提出および説明の聴取などにより研究所の業務の把握を行ってきており、さらに平成18年6月には、各部より17年度事業全般について、業務の実施状況の監査を行うとともに、財務諸表、連結財務諸表、決算報告書および事業報告書につき点検を行った。

また、会計監査人から監査結果について、報告及び説明を受けた。

2. 監査の結果

(1) 平成17事業年度の貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書並びに連結財務諸表については、関係法令、業務方法書その他の諸規程等に従い、適正に処理され、研究所の財政状態及び運営状況を正しく示していると認める。

また、平成17事業年度の決算報告書は、関係法令に従い、適正に処理されていると認める。

(2) 平成17事業年度の事業報告書は、関連法令に従い、研究所の会計処理の状況、業務の執行状況を正しく示していると認める。

(3) 会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は適正かつ妥当であると認める。

以上